誓 約 書

現在、下記事項に該当する者でないことについて誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 民法(明治29年法律第89号)の規定による成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者。
- 2 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをされている者。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第 2号に規定する暴力団の事務所又は活動の用に供するために土地を取得しようとする者。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
- 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147条) 第5条第1項の規定に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員。

令和 年 月 日

守谷市長 松丸 修久 様

住	所	
H:	名	宝臼